平成27年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会(第4回) 会議録

- 1.会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会(第4回)
- 2. 担当課名 財務部経理課
- 3. 開催日時 平成27年11月27日(金)午後1時30分~午後3時20分
- 4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階経理課入札室
- 5. 出席者

委員

永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員事務局

本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田、小野塚、 菅事業調整・技術担当係長(施設営繕第一課)

- 6.会議の公開の可否 非公開
- 7.会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

(世田谷区情報公開条例第7条第6号口)

- 8.会議次第
 - 1. 開会
 - 2.議題
 - (1)労働報酬下限額について
 - (2)その他
 - 3 . 閉会

平成27年11月27日

世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会(第4回)

部会長 それでは、これから始めさせていただきます。

どうもお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、来月に中間報告を答申する予定になっております。そこで、きょうはその筋道を固める会にしたいと思います。何分よろしく御協力をお願いするとともに、ぜひ率直な御意見をいただくようにお願いしたいと思います。

初めに当たりまして、法定福利費をどうするということについての論議があります関係上、きょう、事務局のほうからの御説明を先にしていただき、当委員会の考え方を整理する素材にさせていただきたいと思います。それでは、よるしくお願いします。

事務局 私、施設営繕第一課の菅と申します。どうぞよろしくお願いします。 工事の積算関係を担当する部署でして、経理課のほうからの法定福利費についての御説明をということでしたので、本日、こちらに同席させていただきました。

では早速、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

お手元に資料を御用意させていただきまして、法定福利費についてという A 4 の紙がございます。 2 枚つづりになっておりまして、 1 枚めくっていただくと、世田谷区の積算がどういうふうになっているのかということをちょっと例示的にお示ししたほうがいいのかなと思いまして、こちらは両面になってございますが、表面が新築用ということで計算をしております。 裏面については改修工事用ということになっています。 ちょっと似たような書式になってございますが、そういったことになっております。

それでは、1枚目の法定福利費について御説明させていただきます。皆さん、 御存じかとは思うんですが、工事費の構成のほうから御説明させていただきま す。

まず、右側の直接工事費のほうからになります。工事費は順々に経費を積み上げる形になってございます。まず直接工事費がありまして、それに共通仮設費を積み上げたものが純工事費になってございます。この純工事費に現場管理費を積み上げたものが工事原価になります。工事原価に一般管理費を上乗せしたものが工事価格となります。最後に、工事価格に消費税相当額を乗せると工事費が出るということになります。

2の現場管理費への計上ということで、法定福利費がどういうふうに計上されるのかというのを御説明します。

区の積算の基準ですが、現場管理費の出し方としては、直接工事費と共通仮設費を加えた純工事費に対して、一定の式で出した率を掛けることによって現場管理費を出しております。現場管理費に含む項目ですが、(1)のところ、二重線を引かせていただいています現場管理費の中に法定福利費を含んでございま

す。

(2)の法定福利費の内容、こちらについてはちょっと読み上げさせていただきますと、現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業者負担費額、現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額、建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金になってございます。

補足、まとめにもなるんですが、 1元請業者の法定福利費は率で出した現場管理費のことですが、率現場管理費により計上するという扱いになってございます。 2、これはちょっと補足になるんですが、建設現場の労災保険については、扱いとしては下請業者を含んだ金額ということになっております。現場労働者は下請の労働者も含んだ表現になってございます。ということで、現場管理費、率で出す現場管理費の中に法定福利費を含んでいるということになります。

次、3、一般管理費への計上、こちらを御説明いたします。一般管理費についても現場管理費と同じような形になるんですが、工事原価に対して一定の式で出しました率を掛けることによって、一般管理費を算出しております。

- (1)一般管理費に含む項目ですが、こちらの中に二重線で表現しましたが、法定福利費を含んでございます。
- (2)法定福利費の内容。現場管理費のほうとどう違うのかということをちょっと御説明いたしますと、本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額ということで、その下に1と書いてございますが、申しわけありません。これは3になります。3ですが、元請業者法定福利費は、率一般管理費にも計上されていますよということになります。ただし、一般管理費のほうの扱いについては、現場で働く労働者のものではなくて、本店、会社の従業員の方々に対する法定福利費が一般管理費への計上がされている、そういった区分になってございます。
- 4、下請の法定福利費について御説明します。今まで率に含まれている法定 福利費は元請業者様の法定福利費でした。

それと下請についてですが、(1)下請の法定福利費は単価に含まれているということになります。

(2)見積もりによる場合は、法定福利費を含めた見積もり金額を内訳に計上する、こういった形をとってございます。ということで、法定福利費については、現場管理費、一般管理費に含んでございまして、いずれも一定の率で出した率の経費の中に法定福利費も含まれているということになります。ただし、下請の法定福利費については、直接工事費の中で計上する、それぞれの単価に含んでいますよということになります。

1枚めくっていただいて、こちらはある金額をちょっと入力しまして、大体 このような率になりますよということでちょっと計算してみたものになりま す。

表面が新築用になってございまして、仮に直接工事費が7000万円ぐらいの工事だとどうなるのかということで、ちょっとシミュレーションしてみたものになります。共通仮設費率については3.38%、現場管理費率については9.66%、一般管理費率については10.03%、大体このような値になってございます。

裏面が改修用になってございまして、こちらも直接工事費としては7000万円ということでシミュレーションしています。経費については、工期を新築では6カ月にしていましたが、これは改修なので、とりあえず3カ月ぐらいということで想定しております。経費率については、平成25年度以降、工期の考え方が率に反映されることになってございましたので、こういった工期もこの表に条件として入ってございます。改修のほうについては共通仮設比率が2.93%、現場管理費率が6.96%、一般管理費率が10.04%になってございます。

前回、以前の回のほうで法定福利費についてどのくらい、以前の入っていない場合と入っている場合のその率の違いはということだったんですが、世田谷区では、現場管理費、一般管理費についても率で出しておりまして、法定福利費だけがどのくらいの率かというのはちょっとお示しすることはできないことになります。一定の率、1つの率によって現場管理費、一般管理費を出しているということになります。

説明については以上になります。

部会長 ありがとうございました。

それで、ちょっと御質問があればよろしいですか。

事務局 はい。

部会長 質問があれば、まず中身の問題ですけれども、何か。

委員 僕の今までの国交省等の資料等を見ていると、法定福利費等は、僕は一般管理費や現場管理費に含まれるよというふうに聞いていたんだけれども、それはあくまでも世田谷区では元請の法定福利費はそっちで見ているけれども、いわゆる下請の労働者の法定福利費は直工費にしか、要はほかの材料や何かと全部一緒くただから、特段別にしているわけじゃないし、今のお話だと、それだけ個別に率はどうだと言われても、それは答えられないという話で、実質的に下請の法定福利費はトータル的な話の中以外の何物でもないというような理解をしたんですが、そういうことなんですか。

事務局 ちょっと補足なんですが、国交省から出ている経費の率は、実は世田谷区もその率をほぼそのまま準用する形で使っております。恐らくどの自治体も国交省から出ている公共積算基準の率を使っているのではないかと思いま

す。その中で、やはり現場管理費についても一般管理費についても法定福利費は率に含むということで、下請の法定福利費についてですが、これも私のほうで東京都のほうとかいろいろ問い合わせさせていただいて、そちらについては単価に含んでいるんですよという回答でした。ただ、法定福利費については、最近、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインというのが国交省のガイドラインなんですが、それが改訂されたということで、以前は内訳書の中に法定福利費が幾らという表現が見られることは余りなかったんですが、そのガイドラインが改訂されたことによって、見積書をとると、法定福利費が幾らですよという別枠で出てくるケースがふえてきてございます。そういった法定福利費を明示された見積書をいただいた上で、それを内訳書に載せるという扱いに今後はなっていくのかなと思います。

区の標準単価については、これも東京都の単価を統一するという趣旨がありまして、単価自体は東京都からの単価を提供いただいて、それを使っているという現状がございまして、その単価の中に法定福利費は含んでいるよという回答をいただいておりますので、確かに金額的に幾らですかということはちょっとお答えできなくて、ただ、見積書をとる場合については、法定福利費は幾らですよというそれが明示されてくるようになりまして、それは内訳書のほうにそのまま入れ込んでいきましょうという、そんな扱いに今なってございます。

部会長 今の内訳書は、発注者が元請からとる内訳書ですか、それとも元請が専門工事業者等から受け取る内訳書なんでしょうか。

事務局 内訳書というのは、世田谷区の工事費を出すためにつくる大もとの内訳書というんですか、工事の内訳書という意味で使っております。見積書というのは、内訳書の積算をするために必要な、例えば鋼製建具とか木製建具なんかの特定の部材ごとに積算するために見積もりをとらなければいけない場合が必ずありますので、そういったとき、メーカーさんなりにお願いして見積書をとる、その見積書の意味合いで使っております。

部会長 ということは、元請さんからのものだけが内訳書としてとる場合があるということですか。その中にその法定福利費は……。

事務局 そうですね。見積書をとる場合については、法定福利費も含めた見積書をとる。

部会長 内訳として入っている。

事務局 そうです。そうなります。

部会長 実際の工事に当たって、元請さんから下請に行くときに、今の御説明ですと、法定福利費というのは工事費の中に含まれる形になってしまっていて、実際に受けた事業者の側から言いますと、所定の賃金に対して一定の比率を基準にして法定福利費幾らというものを払わなきゃいけないわけですよね。

その点が工事費に含まれてしまうという意味は、そこは事業者の裁量に任せる、 ゼロでもあり得るということも含めて考えているんですか。

事務局 そうですね。一言で言ってしまえば、区の積算については法定福利費を下請事業者さんの部分も含めて含んでいますよという言い方になるんです。

部会長 含んでいるというのは、この直接工事費の中にですか。

事務局 直接工事費の中に含まれるのは、下請業者さんの法定福利費が含まれます。

部会長 実際に含んでいるかどうかは聞かないで、下請のほうが含んだもの として扱う。

事務局 実際に含んでおります。標準単価自体は法定福利費を含めた単価になっておりますので、見積もりをとる場合についても、法定福利費を含めて見積もりをとっております。それを内訳書に載せる形になりますので、含んでいるということになります。

委員 国交省の設計労務単価も、最近はもともとの賃金単価ともう1個別表で法定福利費を含んだ形の単価も出していたりしますよね。要は、そちらを使っているから法定福利費は含まれているんだ、そういう考え方なんだと。

事務局 そうです。そういう考えですね。

委員 そういうことか。2つあるわけだ。単価の……。

委員 単価表が最近、ここ何年間は多分分かれていますよね。

委員 設計労務単価と言われる中に……。

委員 純粋な設計労務単価と法定福利費を含んだ場合の。

委員 その法定福利費を含んだと言われるもので積算していると。

委員 ということなんですか。

事務局 そうですね。

委員 建前としてはそうなんだ。

部会長 設計労務単価プラス法定福利費。

委員 そういうもので計算していることになっていると。

部会長 なるほど。ほかにどうでしょうか。そこが払っているものとする分で非常に事柄が曖昧になるんですね。例えば退職金共済制度の証紙の購入とか、そういうものは一定義務づけられていると考えると、その部分についてはひとまず工事費に含まれているはずなんだけれども、それが実際に施工されるかどうかは、発注者としては関知しないというスタンスなんですか。

事務局 そこについては、もちろん関知しないということではないので、工事を発注すると、区は監督員として工事に入ります。その監督行為の中にもちろん細かい1つ1つまで、払った払わないというのが監督員の権限かどうかは

わからないですが、適正に契約されているかということで、施工体制台帳なんかの提出を義務づけたり、ちょっとアウトライン的な形になっちゃうかもしれないんですけれども、1個1個の保険料とか、労災保険ですか、そういうのが払われているかというのは、そこまでの確認はしていないと思います。

委員 確認できるの。

事務局確認が実際難しい。

部会長 難しいというのは、やる権限がなくてやれないのか、やろうとして もやれないのか、あるいはやろうとしても、それは事業者任せなので無理なん だということなのか。

事務局 そうですね。やってくださいという言い方でとどめていいのかという部分もありますし、工事管理の占める業務量の中では、やっぱり工事を適正にやるかという部分もありますので、契約の部分を1つ1つ見ていくというのは、今の監督員にそこまでできるかと言われるとなかなか。

委員 そうか、理系の監督員だから、工事ができたかどうかというのは。

委員 今の問題というのは、前々回あたりもお話をしているんですけれども、要するに下請と元請が契約するときには、あくまで平米単価で契約するわけですね。そうすると、例えば平米単価をばらしたときに、役所の積算はどうなっているかというと、例えば防水工事で平米2000円という単価があるとしますね。歩掛は、裏の帳簿をめくっていくと、2000円の平米単価というのは、防水を100平米やるために普通の防水工が何人工入ります。それに材料が幾ら要るだろう、アスファルトの防水が幾ら入っています。さらにそこに諸経費という形で乗っかるわけですね。それを全部100平米当たりの合算したものを100平米で割り返して、2000円という単価を出すわけです。それが2000円という単価で設計で組まれているわけです。その裏の歩掛の中の諸経費というところに、今の法定福利費が入っているという考え方なんですね。

部会長 その歩掛と総費用というか。

委員 そうなんです。だから、例えば100平米やるのに200万円かかるわけですね。200万円を100平米で割り返して、1平米当たりは2000円ですよという単価を出すわけです。そういう仕組みなんです。だから、その歩掛の中に、例えば100平米の防水をやるのに10人工かかります、20人工かかります。それプラス、あと機械運転費が幾らかかっています。あとそれに最後諸経費が乗っかってきていて合計の金額が出る。それを100平米で割り返して平米単価となるわけです。だから、その諸経費の中に今の法定福利費が入っていますという考え方だと思うんですね。恐らくそうだと思います。

委員 ただ、その場合に同じ費用になるんですか。ここで言うところの下請 労働者の労災保険料と雇用保険料と健康保険料と厚生年金保険料、入っていれ

ばですけれども、これは個々人によって額が全部違うんじゃないんですかね。

委員 違いますね。違いますけれども……。

委員 平均みたいなもの。

委員 多分それはやっぱり金額の率で掛けています。防水の諸経費というのは、そのかかった工事費に対して率で掛かっています。同じ考え方なんですね。

委員 だから、さっき現場管理費の中には現場労働者のと書いてあるから、 それと同じ考え方で入っている、率で入っていると。

委員 そうです。そういうことですね。

委員 ただ、表向きは率で入っているとは言わない、さっき言った形で含まれていますという言い方をしていると。ただ、実際には率で入っているんですか。

委員 そうですね、率で入っていますね。

部会長 それは実際の工事がその他の条件にして良好であることを前提に遂 行されていくというケースですよね。

委員 そうですね。

部会長 そうすると、それは工事の質に一応前提された経費ということなんですけれども、そこは工事の質のチェックという面も検査ないしその工程を管理する。けれども、しかし、それに伴う、例えば社会保険法に基づく諸経費の運用、あるいは労働賃金の最賃制とか、あるいは厚生年金保険や退職金その他についての法定費用というものの法定の部分の管理はその工程管理の外にあると考えているんでしょうか。つまり、それはやらないという前提で進めているのかどうか。

事務局 現状ではそこまで細かい部分はチェックできていないと思います。 契約関係は今のところどうですかね。

委員 だって、基本的には約束された材質によって建物がちゃんと、くい打ちがきちっとされているか、極端に言えばね。だから、物理的な契約した内容がその期間になされたかどうかを主に見ているので、それがどこか手抜きがあったり、変な言い方だけれども、欠陥になったり、後で問題になったりしないような立派な建物が建つかどうかが中心であって、その人が一々労働契約のところの雇用契約で、下請との間で法定福利費が払われたかどうかまでは、そもそまチェックリストに入っていないんじゃないの。

事務局 今営繕課のほうはそういう形ですけれども、私ども契約担当課としては、工事契約をしたときに、もし下請を使う場合、下請使用状況だとか、そういう中で建退共に加入しているかどうか、それの写しを出していただいていますので、そこまでのチェックはさせていただいています。

委員 別な部署がやっているの。

事務局 はい。あくまでも営繕課のほうは積算単価に法定福利費を含んで単価を出して最終的な予定価格を決めていただいて、それを受けて私どものほうで入札をかけます。その後、契約の段階でその契約書の中に、下請をもし使うのであれば、下請使用状況とともに、建退共のコピーであるとかそういうものをつけていただいて、うちのほうで契約として管理をしているという形ですね。

委員 一方で社会保険に入っているか入っていないかというのは、今、平成29年までの期限を持って、入っていない人は、その間に入りなさいと。そして、入っていない人は仕事ができなくなりますよ、あるいは会社の認可も更新ができなくなりますよという国交省のほうからの責めがあるんですね。ですから、そちらの縛りでもって、いずれは入らなきゃいけない。

委員 今、現状も公共工事をやっていて、例えば下請を選定するときに、施工体制台帳は、もう金額いかんを問わず、例えば東京都なんかだと全部出すわけですね。そうしたときに、下請さんで社会保険に入っていない会社さんを使うことは基本的にできません。今は現状できないんですね。それは公共工事ではもう完全に排除されているのですね。

部会長 元請企業がチェックするのですか。

委員 元請がチェックされます。元請が契約した時点で、今は東京都には金額の下限はありません。もう全契約数に関して施工体制台帳の提出が義務づけられていまして、下請さんの主任技術者さんまでがちゃんと保険に入っていますという証書までつくらないと、下請さんは選定できなくなるんです。

部会長 証書までつける。

委員 そうです。できなくなっているんです。

部会長 その点は、経理課ではその作業が完了したときの最後の完了検査というんでしょうか。その検査は、依頼してできた建築物の性能や仕様、寸法、その他の基準に照らす以外の作業工程上における諸法規の、いわゆる国土交通省のほうが言う法令遵守という諸法規のチェックはどこかがやることになっているんでしょうか。施工体制台帳は工事の始まりに出てきますよね。その中途から最後のところまでのこの間はどこが見るんですか。

委員 工事の監督さんが基本的には施工体制台帳のチェックから、出したものについてチェックされると思うんですね。

事務局 そうですね。それはあくまで支払いがあったなかったではないですが、施工体制台帳が適切につくられているかというチェックは監督員のほうでやります。

部会長 そうすると、書類上での検査ということですか。

事務局 ということになりますね。

部会長 話が飛ぶのですけれども、くい打ちの検査にその検査結果が転用さ

れているというケースがありますが、それは書類上のありなしだけを見れば、 それはやったことになってしまう。

事務局 なるほど。区の監督行為は、基本的にそういったくい工事なんかの重要な 重要じゃない工事があるかどうかはあれなんですけれども、重要な工事については現場で立ち会うようにしております。監督行為が区役所の中で書類だけ見ているということではなくて、基本的には現場に週1回とか2回、あるいはコンクリートを打つときはずっと毎日行くとかという形で、現場に行くことによって、その監督員がチェックしつつ書類も出していただいて、書類もチェックするという、基本的にはそういう形をとっております。

部会長 書類と現場のチェックと。

事務局 そうですね。

部会長 現場のチェックは、実際に工事を発注した方がやるのですか、それとも区の工事遂行の技術的な知識や検査方法を知っておられる職員が出向いて 検査する。その課は特別に何か工事管理課とかがあるのですか。

事務局 工事だけの特別な課ではないんですが、施設営繕担当部のほうで設計、工事を担当しております。なので、設計の監督員をそのまま、異動がなければですが、そのままその工事の監督員を引き継ぐというパターンが一番多いかなと思います。なので、同じそこの部署で設計の始まりから工事が終わるまで担当するということになります。

部会長 そうすると、それはあくまでも工事の質に関する技術的なチェック、 点検ですね。

事務局 おっしゃるとおりですね。主にはそういうことになります。

部会長 そうすると、法規に関するチェックというのは、もう全く設計なり 営繕というところではいわば守備範囲以外ということになりますね。

事務局 法規に関しては、建築基準法に係る施工に関する法規については、 施設営繕担当部のほうでチェックします。

部会長 設計の担当部なのですか。

事務局 特に設計とか工事に限らないんですが、設計も工事も建築基準法を含めた種々の建設業法なんかもあるかと思うんですけれども、関係する法令に関しては、もちろん施設営繕担当部のほうでそれは所掌としてチェックをしております。

部会長 そうすると、労働法とか一般の民法上の契約、あるいは独占禁止法等にかかわる部分というのは、下請代金とかその関係ですね。そういう法規そのものを進行過程でチェック、検査するというようなことは、まずほとんどそれはないと考えてよろしいのですか。

事務局 あくまでも施設営繕課のほうが積算して、現場の工事が建設業法上

間違いなく、うちが出した図面どおり、工期も含めましてちゃんといっているかどうかという形で進めております。その際に、確かに出していただいている書類もチェックしますけれども、大もとは技術のほうですので、例えば建築であれば、そこの建物が工期内にちゃんと区の設計どおりに進んでいるかどうかを確認させてもらう。私ども契約本体の契約担当課のほうでは、元請さんに対してその工事に関しまして、さっきも申し上げましたけれども、下請使用書であるとか、その他建退共の写しであるとか、そういうものを提出していただいて、ここの元請に対しては下請もそういうものにちゃんと入ってやっています。そういう確認をして工事を進めている形です。

部会長 そうすると、現実の話になりますけれども、区として今後そういう内訳書にかかわるような進め方をして、法定福利費が入っているか入っていないというのは、建設業者として見れば、公共工事に参加できるかどうかにかかわる問題ですから、そういうことについての促進なり、あるいは勧告なり、誘導なり、そういうことについては、これはどこがやることになるのでしょうか。私は、建設事業者というのは一定の競争が必要ですし、民間と公共工事との収益差が余り大きいということは避けるべきだと思いますので、そう考えると、一定の事業者数を一定の工事量に対して確保しておかなきゃならないというのがあると、今後、そうした壁とは言いませんけれども、事業を継続するために必要な要件というのは厳しくなるわけですよね。そうすると、おのずと競争が弱くなると、当然工事施工の運営、その他、経費の適切な水準確保が難しくなる可能性もあると思います。その点は区としてはどういうふうに考えておられるのか、ちょっと質問の場所が違うのかもしれませんけれども。

事務局 今の質問は、施設営繕のあちらのほうではちょっと難しいと思います。ただ、先ほどから申し上げていますように、施設営繕担当課のほうは東京都の単価を見倣って、その中に法定福利費が入っていますよと。それをもとに今積算しておりますので、今後、部会長がおっしゃったような話になりますと、東京都ですとか、それを含んだ形でのお話が出てくるのかなとは思います。

委員 今、法定福利費が、例えば下請さんがちゃんと労働者に払っているかどうかというところをチェックされているのは施工体制台帳という形で、それを含んだような形の、もう完全に下請さんが社会保険であるとかなんとか全部完備していないと、下請さんを使えないわけですね。そういう業者さんを選定して、かつその業者さんを全体組み上げた施工体制台帳を施工する際には提出して、それ以上のたがのかけ方があるかという感じはするんですね。だから、それ以上のことをやられると、元請業者はそれ以上できないですね。それ以上求められてもできないですし、そういうようなことは求めるべきじゃないと僕は思います。

部会長 後のほうは別途論議するとして、製造業とかその他の事業者は、社 会保険庁に一定の条件を持った人たちを登録し、手続をして、定期的に払い込 みをしなきゃならないという決まりがあるわけです。けれども、建設業の場合 は事業そのものがいつも動きますので、その意味では製造業や商業・サービス のほうとは違う側面を持っていると思います。しかし、それはそれで法定福利 費という法定の縛りはある。それゆえに今のところ免れていいということには なっていないが、やはり入れるべきだという考え方になっていると思います。 では社会保険加入促進をどう実行するかということが、公的機関の1つの指導 的役割として課せられていると考えるのが妥当ではないかと私は思います。し かし、実際、今おっしゃったように、そんなことをやっていたら、とてもじゃ ないけれども、事務量が膨大になり、経費がかさむ。その経費はどこが面倒を 見るのかという話に行き着くわけです。それを考えないと、建前としては入っ ていますよということでは、その法規が遵守されないことを含んでしまう。そ のような対応がこれまでの慣行だったと思うんです。そこから現場技術者、技 能者の不足はもちろんのこと、今後を担う技術を習得する可能性の高い若い人 の確保が難しくなっている。こういうところに、今、深刻な建設業者としての 能力不足というのが問われてきているのです。しかしいまでは含まれているも のとする、という言い訳だけでは対処できないと考えなければならないのかな と思います。

委員 でも、そこのところで何かたがをはめることによって、例えば下請さんから出てくる取り決めの金額の中にそこまで含んでいるのかどうかチェックする、実際にそこは払われているかどうか追跡までするというようなたががはめられていくとしても、正直申し上げて、それは元請はそこまでやり切れないんですね。もうやり切れないし、それをチェックすることによって、例えば建設技術の向上につながっているかというと、そんなことはないと思いますね。

部会長 ただ、製造業との所得格差はかなり開いた状態で、まだ格差が縮んでいないわけです。設計労務単価は引き上げている。けれども、現場はその引き上げに対応して賃金が上がっているという状況ではない。そうすると、まだまだ建設労働者の基幹技能職種を建設業が雇用契約できない状態が続くということになるのだと思うのです。ただしそこでは賃金だけを上げればいいというではなくて、その上げ方を可能にする条件設定も考慮すべきです。

委員 部会長、今おっしゃっているのはわかったんだけれども、一応きょうの議題は配付いただいている中間報告骨子で、今のは特に の3に該当すると思うんですね。だから、一応お2人の基本的な考え方はそれぞれわかったので、この問題はこの問題で一応報告を終わりにして、こっちの中身のほうにちょっと入って、また の3のところでちょっと議論をして、この表現でいいかどう

か、まさにこの表現をどうするかで議論されたほうが具体的だと思うので、一 言多いんですけれども、済みません。

部会長 それでは、ほかに特になければ、きょうはお忙しい中、どうもありがとうございました。

事務局 いいえ、とんでもありません。

部会長 またいろいろ不明な点がございましたら、また御教授をお願いした いと思います。よろしくお願いします。

事務局 何かありましたら、御指導をよろしくお願いいたします。

部会長 それでは、きょうの提出の資料の確認をまだしていませんので、事 務局のほうで御説明を。

事務局 私のほうから資料の確認ですが、本日、第4回目の次第、それと世田谷区労働報酬部会中間報告への叩き台、それと世田谷区公契約条例・労働報酬部会へのメモ、前回の資料ですね、それを今回は出させていただいております。資料的には以上です。

あと、(委員名)のほうから、世田谷区公契約条例適用現場の現場従事者調査報告書ということで、先ほど委員の皆様に配らせていただいています。

部会長 よろしいでしょうか。

それでは、本題に入らせていただきまして、本日は、前回ここで提案しましたメモに基づいて、少し項目を組みかえて中身もメールで送ったものの中に変換ミスなど不備がございましたのをおわびします。きょうはそれに若干手を入れたものを配らせていただいています。それはメールでお配りしたものとは若干変わっていますが、基本的には同じです。中身をちょっと御説明させていただきます。

労働報酬下限額に関する中間報告骨子(案)ということで、できますれば来 月中に中間報告として区および適正化委員会とも図って提出したいと考えてお ります。

事務局 ちょっと日程的なことを先に、事務局のほうからお伝えしていきた いと思います。

今、部会長からもお話がありましたように、きょう、もう年内最後になるであろう労働報酬専門部会になりますが、きょう、この中間報告の骨子(案)をおおむね委員の皆様の御意見で固めていただいて、12月7日に公契約適正化委員会がございます。そこに労働報酬専門部会でこういう議論がありましたということでこの報告をお出しいただいて、今度は公契約適正化委員会として、労働報酬下限もそうですし、入札制度改革のほうも含めた形で取りまとめをいただくという流れになろうかと思います。恐らくいろんな意見が出て、意見が1つにならない項目も中にはあるかと思います。それは、私ども今回、年内にと

いうことで大変御無理を言いまして、委員の中には来年の6月ぐらい、あるいは7月ぐらいをめどにまとめようという御意見もある中で、ちょっと急いでいただいている部分がありますので、項目によっては、今申し上げましたように、いろんな意見を併記する形でもよろしいかと思っております。

といいますのは、これを区長に上げるときに議論の中身が伝わるような形で、私ども事務局もフォローしながらお伝えしていこうと思っていますので、きょう、いろんな御意見がある中で、恐らく部会長なり副部会長としてある程度まとめていただく作業も出てくるかもわかりません。また、これを公契約適正化委員会に上げたときに、今度は公契約適正化委員会としてどうまとめるかという作業も出てきます。いずれにしましても、今申し上げましたようなタイトなスケジュールの中でお願いすることになりますので、また一方では、きちっとした取りまとめではなくていろんな意見の併記でも、区長にその御意向が伝わればよろしいかと思っておりますので、そういう中での取りまとめをお願いできればと思っています。

また12月4日に区長との意見交換会を予定しております。ですから、きょうの御議論、そして12月4日の意見交換会、そして12月7日の公契約適正化委員会と3回ございますので、今言ったような形でざっくばらんな御意見をお出しいただいて、区としてもいろんな委員の皆様方の御発言の趣旨を踏まえて、28年度に向けた予算化が必要なものは予算化していく、あるいは来年度に持ち越して、さらに議論を深めるものは議論を深めていくということで整理をかけさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。済みません、ありがとうございます。

部会長 というようなスケジュールとその課題をお話しいただきました。それを受けまして、きょうの審議が多分この労働報酬専門部会としては年内最後になると思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、お手元の骨子案に基づきまして簡単に内容を御説明させていただきます。

まず、 公契約対象事業における労働報酬下限額について以下のように定めるというのは提案です。だからこれは定めることはできないんですけれども、この部会としての意見をまとめると理解してください。定めるというのは適当じゃないかもしれません。

1、委託事業について以下のように設定する。

世田谷区公契約条例に基づく委託事業の労働報酬下限額については、世田谷区職員高等学校卒業後に就労した初任給を時間換算し、時給で1093円を最低賃金とする。またこれらを基礎に職務、職能を考慮して、適正な時間賃金を勘案する。これにつきましては、(委員名)のほうから御意見が寄せられております

が、きょうは省いております。けれども、後で御提案をいただければと思います。

それから、建設・土木産業につきましては以下のように設定する。

建設業については、東京都における公共工事設計労務単価51職種の平成28年3月における51職種の85%とする。というこの85%が、今回の骨子案の提案の1つのポイントです。

それから、今問題になりました法定福利費に関して以下のように取り扱う。 社会保険等の法定福利費については、元請事業者の現場事務所に確保し、諸

社会保険寺の法定福利員については、九嗣事業者の現場事務所に確保し、超 経費支払いから別建てで労働者に帰属するように各段階で取り扱うようにする ことはできないだろうかという提案です。これにつきましては、先ほど議論が ございました点で、なかなか難しい点があることも確かだと思います。

それから です。これらの報酬下限額だけを実施するのは硬直的な条件になりますので、次のような効果的実施についての条件整備を考えていただかなければいけないということ。

1、適正な設計、積算を踏まえて、公正かつ適正な入札・契約を実施する。 当たり前ですけれども、その適切な実施のために前提となる設計、積算を適 切に実施し、設計と積算とを切り離して、また、受注者が実行可能に見積もれ るように考慮し、応札までの期間を現状より拡大というか拡張する。これはこ の委員会で出された御意見をもとにして、受注した側のさまざまな御意見から の改善提案の1つであります。

それから 2 、各種法令を遵守し、官製ワーキングプアを生まないように、公正な労働条件、賃金水準、社会保険・社会保障等の経費を確保する。下請重層構造における現実の課題を踏まえつつ、下請取引改善に努め、建設業法、公共工事品質確保法、入札・契約適正化法における担い手 3 法改正の趣旨に沿い、元請契約から下請契約にまで法定福利費を適正に支払うよう実行する。

3、区内の建設産業の社会的役割を引き出しながら、長期的に建設産業の活性化、発展を図る。

公正かつ適切な競争条件を維持しつつ、区内の建設産業や公的サービスの社会的役割の重要性に鑑み、防災・減災の機能等にも着目し、区の歳出が地域経済社会を活性化し、区民福祉の向上、中小企業及び小規模企業の企業経営改善に資するよう、条例を柔軟に活用する。

4、公正かつ適正な入札・契約制度を実施する。

入札制度において、原則的に区内に本社を置く企業を前提に、各種の入札・契約制度を効果的に実施するため、ランク制を改善し、予定価格制度運営を適正化するとともに、総合評価方式、最低制限価格制度、低入札価格調査制度を使い、労働報酬下限額、適正な工事価格及び利潤の確保及び適切かつ良質な工

事及びサービス提供の実現に努めることとする。

5、適切な設計・積算を前提に入札等において公正な競争を実施し、事業運営を安定させる制度に活用する。

公契約条例制定の意義に沿い、区内に本社を置く企業に対し、公正かつ適切な競争、ランク制及び入札制度の改善を図る中で、最低制限価格を予定価格の85%ないし90%とする。これは一定のラインを設けずに幅を持たせている感じになりますけれども、この辺、ぜひ御議論をいただければと思います。

6、公契約条例の効果的な実施体制を整える。

公契約条例制定及びその効果的実施に向け、発注者である区が各部門に周知し、その上で元請、下請等に至るまで条例を周知し、同条例趣旨の公知・徹底を図る。各職場に公契約現場であることを明示し、またチェックシートを公契約条例に沿って改善し、契約行為履行等の事務手続等においても、これらの趣旨に沿うような様式、書式を整える。

7、公契約条例実施効果の点検及び調査を実施する。

前年度における公契約条例実施状況における効果を点検、調査し、改善課題を見出す調査を実施する。

なお、この時計文字の部分につきましては、当専門部会から報酬下限額の設定に伴って、こうした方向での改善を適正化委員会のほうで御論議いただくように申し上げる形を考えているというのが最後のなお書きの部分であります。

以上が骨子の中身ですけれども、どうぞ御意見をいただきたいと思います。

委員 を2つに分けられたらどうかなと。というのは、5までが主に入札制度問題の改革等に係る問題で、6と7はそれにとどまらず、公契約条例の実施ないし施行にかかわる問題ということなので、条件のその1にするか、その2にするかわからないんですが、 の1から5までは、むしろこの公契約を実施する前提みたいなものだと思うんですよ。だから、これはもう早急にやってほしいと。それで、6、7は実施しながらよりよくしていくという意味での中長期的な問題として、ちょっと6と7は分けたらどうかなと。5までと6と7を分けて、6、7を にしたらどうかなと。

それから、あと言葉の問題で、1、委託事業は、これはやはり最低賃金額という言葉は避けたほうがいいと思うんですよね。これは最賃制度と違うので、だから、もうわざわざ報酬下限額と呼んでいるのに、ここに最低賃金額という言葉を入れちゃうと誤解を与えちゃうので。

委員 私からここの文章はちょっと事前にお知らせしたんですけれども、できれば少し表現を変えたほうがいいんじゃないかということで、今おっしゃってもらったとおり、報酬下限額についてはという言い方をしているので、その後、まず区の職員、世田谷区職員の行政職で(一)高卒初任給の給与を時間換

算し、時給を1093円とするという形がいいんじゃないかなと。

委員 最低価格と入れないで、とするでいいんじゃないか。

委員 もう1回言いますと、下限額についてはまだ一緒で、世田谷区職員行政職(一)高卒初任給の給与を時間換算し、時給1093円とする。

委員 この(一)が区役所に入ったごく普通の職員の方。ごく普通のという 言い方はおかしいけれども、(2)があるわけですよね、たしか現業の方が。現業 とは違うということです。

委員 ということを僕からの提案とさせてもらいたいと思うんですが。

部会長 そのほうが正確になります。

委員 ありがとうございます。同じ意見で。

それで、 なんですが、非常に先鋭的な表現なんだけれども、(委員名)もおっしゃっているように、元請としてはもうまとめてお金を払うわけで、そのお金がどこにどう行くかについてまで、今のところなかなかいかない中で、さっきの方の話を聞いて、これはちょっと理想論過ぎないか、できないことなんじゃないか。

私としては2つあって、1つは、元請の方が下請の人にそういうふうにしてくれ、ちゃんと払ってくれと要望するということは、例えば下請からすれば、それだったらちゃんとした単価をつけてくれよ、こういう話になるので、それが1つですね。

あともう1つは、区のほうから下請業者も含めて、区はこういう公契約条例をつくったので、そういうものとして単価が設定されているので、下請の方々もできるだけ守ってほしいということを区からも周知すると。当面そのぐらいのところを、別建てでといったって、さっき言ったように,平米2000円で計算して、100平米やったのに、その中からこの分だけ減らして払いますなんていうことは多分到底できないことだと。だったら、できるかどうか、私にはわからないんだけれども、多分そんな感じじゃないかなと。

部会長 工事の進め方にかかわる部分がどうしても出てきますね。そこは短期には難しいという御指摘はそのとおりかもしれない。

委員 だから、長期的に、先ほど言った製造業みたいにきちっと計算できるとか予定することができるならばそれはいいんだけれども、多分そうじゃなくて、その人工も10人でやってみたけれどもまとまらないから、例えば人をふやしてみてやるとかいろんなことが多分起こるんでしょうね。

委員 今、それで多分、国交省を初めほとんどの公共事業については、今言った保険料の問題で、要するに予定価格の中で現場管理費、一般管理費の率を上げるという周知はもう何年もされているわけですね。そういう実態の中で、恐らく下請業者さんはほぼ100%に近いぐらい、そういうようなものが請負金額

の中に上乗せされているという認識はあると思います。我々は今いろいろと下請業者さんとつき合う中で、そういうことを認知していない下請業者さんは今までほとんどいません。もう100%に近いぐらいそういうものは認知していて、我々と価格を交渉するときに、法定福利費がこれくらいかかるから、これだけ上乗せしてくださいというような提言が必ずあります。

ですので、あとは、そうした全体のグロスの中で法定福利費が幾らかかるんですか。だったら、もうちょっと施工費をまけられないか、そういう話になるんですね。だから、そこまで首に手まで突っ込まれてコントロールされると、我々はやっていけないということを何度も申し上げているんですよ。だから、そこについて、要するに法定福利費が入っているのは間違いないわけですし、予定価格の中にもパーセンテージが割り増しで見込まれているのは間違いないんですね。ですので、それはそれで結構なんですけれども、そこの支払いのところまで我々はコントロールし切れないということを私は何度も言っているんです。

委員 だから、私が言っているのは要望する、入っていますよと。

委員 入っています。要望というか、下請から下さいともう持ってきますので、要望じゃなくてね。

委員 だから、逆にその仕組みの中で、基本的にはこの公契約というのは元請契約者と区との間の約束事なんだと。自分は区と約束したんだから、下請の人も守ってねと。そのかわり、それにふさわしい単価を払いますよ、こういう話で、下請からも、法定福利費があるんだから別にしてください、もっと高くしてくださいよという話になっているとすれば、そこを、おまえら信用できないからお金を隠すじゃなくて、信用して、ぜひそうしてくださいということを元請からも言ってもらい、周りから区も言ってもらうという形で温かく太陽でやっていくということぐらいがこの限度じゃないかなと思うんです。

委員 (委員名)は土木の業界ですので、建築はまだ違うんですね。まだ非常におくれています。ですから、ゼネコンさんによっては払ってくれるところも出てきました。ただし、大半のゼネコンはまだ払ってくれていません。ですから、加入していないというのが現状だと思います。率からいっても、東京で加入率が32%ぐらいじゃないですかね。地方へ行くと70%ぐらい入っているんですよね。とにかく地方は公共工事が多いですから、どうしても入っていないと仕事がとれない、できないという条件があります。

委員 32%ぐらい入っているんですか。

委員 東京はですね。実際調査してみますと、それでも上がってはきていま す。

委員 だから、そういう現状だとすると、元請にちゃんと義務があることを

自覚してもらって、下請の方にもそれを払ってもらうように指導というか、言うと。

部会長 要請というか、誘導というかね。

委員 自分もちゃんと単価するけれども、だから、元請としてはそれが含まれたものとして単価を決める義務、決めてほしいし、下請の人にはそれを決めたんだから払ってくれと言ってくれと。それと同時に、区として下請に対しても、区の施設で働く以上は、公契約条例ができたんだから、それに沿ってやってくださいよと周知をするぐらいで。

委員 でも、今(委員名)がおっしゃっていた公共工事については全員入っていないとだめですよね。ですので、今、公契約の話なので、民間の話とはちょっと違うんですよね。要するに公共工事をやっていくうちに……。

委員 難しいのは、官庁関係ではそういう予算を見ていますと。ですから払っています、内訳にも入っていますと。では、民間工事はどうなんですか。恐らくゼネコンさんも、どちらかといったら民間工事が多いわけですね。そうしますと、民間工事で果たしてお客さんがその分を見てくれるかというと、消費税もいろいろありましたけれども、やっぱりそんなのものを簡単に認めてはくれないというところで、ゼネコンさんも全体的に、では、払おうというふうにはならないんじゃないかということがあります。

委員 ただ、(委員名)が言っていた、今我々が議論しているのは公契約のところ、公共工事のところだから、民間のところまでは、言って見れば我々がつくる公契約のルールが民間の工事にも波及するように願うけれども、そこはきっとまだ自由競争の分野なんでしょうね。

委員 ただ、これは後で説明する中でも数字的に出ているんですけれども、 現実がそうかというのは、僕はどうなのかなという気もしておりまして……。 部会長 では、せっかくですから。

委員 済みません、お配りしているこのアンケート調査は、前回のこの委員会でも御報告をさせていただいて、東京土建のほうで実際に、これは世田谷区で発注している公共工事、今回はちょっと少ないんですが、5 現場で120名の実際に働いている方からアンケート調査をさせていただいています。アンケートの内容は、一番後ろに出ているこの実際のペーパーをお配りして回収させていただいております。今回のアンケート調査も、元請の事業者さんに御協力いただいて御理解をいただいて、事業者さんを通じてお配りして回収させていただいているものです。

1枚めくっていただいて、2ページ目におおむね概要といろんな年齢構成が出ているんですけれども、まず次のページ、3ページには居住率の関係が出ておりますので、後ほどごらんいただければと思うんですが、下請さんも多く入

っておりますので、区外にお住まいの方、都外にお住まいの方も相当数いらっ しゃるという状況もよくわかるかと思っています。

4ページ目に出ているのが、これはお勤め先の会社の所在地がどこにありますかというところがこういう比率になっております。元請さんは全て区内の事業者さんですが、下請さんでいくと、必ずしも区内が多いということにはなっていないことがわかるかと思います。

次のページ、5ページ目に、上のほうに経験年数が出ております。これは全体で回答いただいた方の中の経験年数になっています。この後、いろいろ賃金とかも出てきますので、決して入ったばかりの方ばかりではなくて、10年から20年とか、40年近くお仕事されている方も、多くこのアンケートに答えていただいています。

下の円グラフ、これは後の三保険との関係もありますので、よく見ておいていただきたいんですが、正規雇用の方が約47%、約50%ぐらいの方が正規雇用されていますよという形で、半分ぐらいの方は非正規だったり、一人親方さんだったりという、そういう形だと思います。

6ページ目から賃金のところが出ております。上のほうに平均日給が1日当たり幾らぐらいの日給になっているかということで円グラフで出ております。おおむね1万5000円から2万円ぐらいが一番多くて、2万円以上という方も4分の1、5分の1、未回答が17%ぐらいいらっしゃいますので、実際5分の1、6分の1ぐらいいらっしゃいます。当然1万円未満という方も15%ぐらいいらっしゃいます。

下のほうの表は年代別の賃金の平均値をとっています。済みません、これは全体の平均値が出ていないんですけれども、次につくるときにはもう1度ちゃんと出しますが、多分1万5000円台から1万6000円ぐらいが全体の平均になっているかと思います。

7ページ目は各職種ごとの平均の賃金になっています。ただ、今回、120名という数なので、特に職種によっては答えられている方が二、三人しかいらっしゃらなかったりするので、極端に高かったり、反対に極端に低かったりということで、これが正確な数字かと言われてしまうと、このときとれた人の平均というふうに考えていただければと思います。後ほど、多分設計労務単価等の話も出てくると思いますが、設計労務単価基準と比べて明らかに低くなっているという現実は多分あるのかと思っています。

8ページ目は経験年数別の賃金、あとは下のほうに満足度が出ております。満足度の中で、とても満足している、やや満足している、満足している、要は満足しているという方は全体の中でも4分の1程度かなということになっています。

9ページ目が建退共の加入状況と下に三保険、いわゆる社会保険の加入率のところなんですが、建退共でいきますと、上の表にあるとおり、加入しているは18%にとどまっているということと、下のほう、三保険の関係でいくと、健康保険、厚生年金、雇用保険、いわゆる三保険全て入っているという方が13%しかいらっしゃらないんですね。先ほどの就労の状態をお聞きしているところでは、約50%の方が正規雇用だというふうにお答えしているんですが、3つ保険に入っている方は13%、健康保険、厚生年金のみ加入している方が18%、残りの方は健康保険のみということで、多分この場合は国民健康保険に入っている方だと思います。本来であれば、50%の方が正規雇用なので、年齢的に雇用保険に入らない場合もありますが、本来は50%近く三保険に加入していなければいけないところが、そうはなっていないところがございます。

次のページ、10ページ以降は、先ほどの三保険の加入率が、一人親方さんとか労働者の方ごとに書いてあると。公契約条例についてもお聞きしていますが、必要と答えている方もいますが、圧倒的に知らない方、60% ぐらいのほとんどの方が、そもそも公契約条例自体を知らないよという方が多くいらっしゃいます。

11ページについては、公契約条例について必要性等々の回答になっています。 全体を通じてこういう形でとらせていただいたんですが、もう少しちゃんと 正確な数字を出すためには、私ども東京土建だけでやるのではなくて、世田谷 区として公共工事の現場の実態を把握する上では、やはりもう少しちゃんとし たデータをとって、それがこの公契約条例にうまく反映されるような形の調査 が必要なのかなというふうに思っています。

あと、賃金のところでいくと、設計労務単価が国の政策で大幅に今引き上げられている、2年ぐらいで約30%近く引き上げられているんですが、なかなか現場の働いている方のところまではどうしても届いていない。その理由というのは、以前も(委員名)や(委員名)からもお話があったとおり、労務単価だけ上がっても、ほかの部分に結局食われてしまう。例えば落札する関係上、どうしても100%とれるわけではないですから、そちらのほうに削られた材料費やそういうもの、会社の経費のほうにどうしても労務のほうが回ってしまう。でも、この状態がずっと続いていると、設計労務単価、積算単価が幾ら上がっても支払いベースに反映されにくい状態が続くので、この報酬下限額を設定する上では、やっぱり一定の実態も見ながら、ただ、実際の公契約条例が目指す労務単価をどう引き上げていくかというところとのバランスを考えていく必要があるのかなとは思っています。

委員 今出された下限額は85%ということなんですが、実際、今調査にもあったように、1万四、五千円というのが大体職人さんたちの普通の賃金じゃな

いかというふうに思うんですね。それを85%ということは幅があり過ぎて、すごく乖離があるわけです。理想的にはそういうふうに上げたほうが好ましいことはわかりますが、アンケートあるいはチェックシートでチェックした結果、全くそれに届いていないということになると、それはそれでちょっと問題があるのかなと。上げるにももう少し下げた形で、近いところで平均賃金より、平均単価より少し上がった部分で設定するのがいいのではないかなというふうに思います。

それから、85ないし90というのが出ましたよね。これも公契約条例がスムーズに施行されるように、やはり95ぐらいまで上げてもらいたいなというふうに私は感じています。

部会長 予定価格からどれだけ下がるかが入札の良否になっていました。だから、予定価格が落札価格と大きな差がでることは、予定価格のつくり方に問題があるということにもなりかねないのでね。

委員 その金額で適正な、例えば100%で一周した場合、適正な会社の利益もゼネコンで取って得られて、また下請さんに対しても適正な賃金あるいは経費を払えるというような状況があるんでしょうから、それが理想的には100%が正しいんじゃないかと思いますけれどもね。

部会長 やはり市場の実勢が適切に反映された単価で動くとすれば、あとはもう歩掛というか、効率の競争だけが残るという、そんな部分が差になっていくと考えたほうがいいと思うのです。だから、余り開いて8割だとかという落札率になっちゃうと、これは……。

委員 おかしいですね。

部会長 これは85%以上ぐらいですか、それとも。

委員 私が考えているのは、言ってもいいのかどうかあれですけれども、70 ぐらいが適当なんじゃないですか。

委員 そうですね。

部会長 今のあれは最低制限価格……。

委員 最低制限価格ですか。

委員 最低制限価格は、現状で今85%から87%ぐらいなんです。

部会長現状がね。

委員 現状がそれぐらいで推移していますので、これだと変わらないという ことじゃないか。

委員 改善にならないということね。

委員 改定になっていないと思いますね。

部会長 改善にならない。望ましい数字は90ぐらいですか。

委員 私は95%に上げていただきたいですね。

委員 ただ、僕はもうちょっと話を戻すと、この最低制限価格というのは今、どこの自治体でも、東京都でも、国交省でもみんな最低制限価格の設定というのはあるわけですね。最低制限価格の設定というのは、今、世田谷区さんも東京都、国交省ベースに上がってきていますから、大体87%前後まで来ているわけです。その中で結局適正な競争をしているわけです。要するにこの最低制限価格を変えるというのは1つの考え方ですけれども、最低制限価格を変えてはあいまりところが1つあって、本当にいいのかしらというところはあると思うんです。それよりも、この労務単価を例えば85%という高水位で設定することによって、逆にもう本当に元請の施工業者は、要は労務費設定されて、最低制限価格があって、一般管理費が多分半分ぐらいになっている中で、本当に冗談じゃなくて、どこでやるんだという話なんですよ。そうすると、結局、もう仕事ができなくなってくる。例えば世田谷区で恐らくこういう設定をされていると、世田谷区で仕事をできなくなる業者がいっぱい出てくると思っているんです。85%という高水位。

そうすると、例えばガードマンでも、お金を絞っていって絞っていって、自分のところでガードマン会社をつくって、ガードマンを養成してやっている会社ってあると思うんです。そうすると、ガードマンが普通の一般の単価に下がるからなんです。自分のところでガードマンを集めて、ガードマンの会社は別に子会社をつくって、ガードマン会社を使って自分で仕事をする。

委員 そのほうが安くなるから。

委員 安くなるから。そういうところまで網をかけられると、できなくなる んですよね。

部会長 要するに直傭にしたほうが安くなる。

委員 そうなんです。結局、うちでも使っている直傭労務者は、自分のところで土地を提供して飯場を構えて、そこにプレハブの宿舎をつくってやっているわけですね。恐らくそういう労務者はこの85%の中に入らないですよ。うちなんかは、要は公共単価の85%よりアンダーなラインで使っているんです。そうすると、こういうところに入ってこないんですね。こういうところで網をかけられると、そういう企業努力というものまで阻害していくことだと僕は思っているんです。だから、最低労務単価というか、いわゆる報酬下限、下限というからにはもっと下であるべきだと僕は思っています。こういう高レベルではない。それこそ本当に日々の歩掛を削っていかなきゃできなくなる。例えば2日間かかるものを1日で仕上げなくちゃ、結局、ここまで網をかけられると利益が出せなくなってくるんですね。

委員 そのために落札価格も上げようという動きなんじゃないですか。

委員 落札価格を上げるのはいいんですけれども、例えば今なんかだと、世

田谷区だと100%でも仕事がとれなくなっているんですよ。

委員 とれなくなっちゃうんですか。

委員 そうなんですよ。100%でも不調案件はいっぱい出ていると思いますよ。

部会長 それは予定価格づくりのほうに問題があることですね。

委員 問題があるということですよね。

委員 問題があるかもしれませんね。ただ、予定価格のほうに問題があるといった場合には、先ほど言った経費率の問題、歩掛の問題、そこまでいじっていかなくちゃいけないんですよ。

部会長 だと思いますね。

委員 そこまでいじれるかといったら、いじれないと僕は思うんですけれど も。

部会長 だから、歩掛なり……。

委員 そこをいじらないとこの制度は無意味なんじゃない。

委員 だから、それぐらいの話だと僕は思っています。ここの下の労働報酬まで網をかけられて、ほかは全然変わりませんではやっぱりやれないということです。

委員 だから、下が上がれば、おのずと発注価格を上げないと。

委員 下限を上げたところで、これは上がらないでしょう。

委員 だから、発注価格を上げないと、一体発注価格を上げるのはどうやってやるかの問題で、このパーセントを高くしよう、最低制限価格を上に上げようというのがこの考え方で、我々は賃金だけ上げればいいというんじゃなくて、それなりの一般管理費や、さっきの現場管理費も含めた、皆さんがそれぞれそれなりのものを取りながらといえば、足し算していけば当然上がってくるわけです。

委員 上がりますね。

委員 それを目指すということになるから、全体を目指さなきゃいけない。だから、5もその意味で、もっと上げろというのなら、それはそのとおりだと思う。だから、そういう意味では、下はまず一番最初の法定福利費の話、さっき聞いたけれども、やっぱり直接工事費を上げるしかないんです。

部会長 そうですね。

委員 そうですね。

委員 それにちゃんと積み上げていって上がるというと、当然上がるんですよ。それはそういうものとして、皆さんが公契約条例をつくったわけだから、 それは当然だということです。そういう意味で、どうやって適切な工事費を積 算するか、そこのところに行くはずなんですよ。それを区のほうが安くすると いうことは、もうこの条例をつくる以上は、そう安くというのは妥当な範囲より下へ行く。だから、どこが妥当かは、まさにつくり方の問題で、そこのつくり方まで、さっきの法定福利費を入れて、労働者の最低報酬下限額を入れていくと、当然ここになりますよ、それにこうなりますよという話を、今度は区役所の人に、さっき言った、積算する側にも理解してもらって積算してもらうと。入っていますよという話じゃだめだと、変な言い方だけれども。

部会長 入っているはずですというのではなくて、ここまで見ればできるで しょうというところまでに誘導しないといけないわけです。

委員 ただ、それは理想はわかるんです。わかるんですけれども、税金を使って公共工事をやっているわけですね。国交省で出している歩掛があるわけです。歩掛というのは、さっき言ったように、例えば100平米の防水をやるときの日数は変わらないんです。日数は絶対に変わらずに、要するに労務単価の単価だけが変わって金額は上下するんです、そういうシステムなんですね。この歩掛をいじるということが現実的にできるんでしょうか。

部会長 今の歩掛というのは5年に一遍しか見直ししないでしょう。

委員 いや、ほとんど見直しはないと思いますね。

部会長 でも、一応5年ごとに。

委員 それは労務単価をいじるんですよ。例えば労務単価をいじって、労務単価をいじって歩掛を、例えば100平米やるのにかかる日数、日数は例えば何人工かかります、それが倍にふえたりしません。

部会長 それはそうですよ。生産性が倍になるなんていうことはない。

委員 倍にもならないし、そんなパーセンテージだってほとんど変わらない。

部会長 それは無理だと思うんですけれども、しかし、素材や……。

委員 材料費はもちろん変わりますよ。

部会長 工法や材料の、例えば乾燥の日数が短くて済むとかそういう改良があれば、結局、完成までの工期が短くできる。そういう改善が積み重なったもので歩掛をつくっていかなきゃならない。それは価格ほどにはその歩掛の変更が少ないということは確かだと思います。けれども、下から積み上げをもとにして議論した予定価格づくりに頑張ってもらう。そうしないと、ほかの条件を一定にして、賃金だけ上げてくださいというのでは、それは実施できないことは前から、この条例ができるときから主張してきました。

委員 だから、発注の単価を上げるということが、それは条例の前提条件な んですね。

委員 ただ、そこは僕はすごく高いハードルだと思っていて、やはり世田谷区が......。

部会長 だけれども、それをやろうということなんです。

委員 でも、発注する区長がそれをやりましょうと言っているんだから、それはやってもらいましょうよ。言い方がおかしいけれども。

委員 そういうふうに歩掛を変えていけるものですかね。

部会長 だから、そこは諮問事項の中にも書かれているわけですけれども、設計労務単価をもとにした引上げだけが課題ではなく、引上げできる状況が生まれる条件づくりに区の努力を前提に、この公契約条例や専門部会の課題が設定されていると理解しています。その意味で、今回の答申も報酬下限額だけを設定する考え方に加えてもう1つ、それを実現するにはどうしたらいいかということもあわせて適正化委員会で答申してもらう。そういう形をとりたいということです。ですから、難しいというのは、これまでの経験則から、多分毎年建設業協会とかからいろいろ御要望事項が出されているのを見ますと、確かにこれまでも取り組んでこられているわけです。なかなか変わらないけれども、今回は区のほうから変えていく条例ができているので、これが1つの変化だと思うんですね。

委員 だから、その変化は、労働者の組合の人も使用者の団体の人も一緒に区に対して求めていくと。そういう意味では、我々は適切な工事下限額を定めると同時に、それがどうやったら実現するのかというところまで提言する必要があるんじゃないかと。それは事業者団体だけではなくて、労働者組合も同じ、そこでは利害が一致するわけですよね。そのかわり税金の工事費が高くなるんだけれども、その範囲はそういうものだということで、区長さんには割り切ってもらうという意味では、今ここでやっている議論が、まさにどうやったら実現できるか、むしろ考えていただいて、そのためには原資がこれだけ要るんだという話をしなきゃいけない。そこは労働者団体と経営者団体が一致できるところじゃないかなと。

部会長 恐らくその2つが動いていかないと、事業としての発展も生活の向上も、どっちも実現できないということになってしまうので、どうしても一方だけでは済まないと思います。

委員 ただ、まず世田谷だからと。今、東京の中でまだ5つかな、先生のお話を聞くと6つか7つぐらいになりそうです。もう少しふえていくかもしれないし、すぐにはいかないけれども、とりあえず世田谷区で1つ制度をつくってやりながら、多分そのうち多くの自治体が同じような傾向になっていくだろう、どこの区長さんもそれなりの考えを持っているようですので。ただ、始めていく以上はそれをつくっていく。創造的という言葉はおかしいんだけれども、もちろん経験があって、なかなか簡単にいかないとおっしゃるのはそのとおりだと思うけれども。

委員 経験的というか、その制度的に予定価格なり、要するに経費の率分を

変えるということは基本的にはできないと僕は思っているんです。それはもう何十、何百年という経験で、例えば国交省なりなんなりが歩掛をつくってきて延々と流れているわけですね。それをひっくり返すなんていうことができるかという話なんですよ。

委員 この制度はそのひっくり返すということを直接言っているわけじゃないんですよ。それを前提にしながら積算していったらこうなるはずだと。

委員 こうなるはずだというか、例えば今そういうようなことを言ったときに、予定価格を上げるというのは、具体的にどうやって予定価格を上げることを想定されているのかということですね。

委員 それはさっきの法定福利費の話のように、入っているなら、それは幾らかということを積み上げていくしかないんですよ。

委員 それで、それを積み上げますね。積み上げますけれども、率分なわけですね。区役所さんで使っている率分というのは、国交省で設定している率分なんです。

委員 だから、それができないんだったら、それを世田谷区では変えてもらう。必ずしもそれを使わなきゃいけないという法律はないはずなんです。それは望ましいということで、1つの理想形として今あるけれども、それが最高の理想形かどうかはわからない。

部会長 端的にいえば、あれは一種のガイドラインでしょう。

委員 ガイドラインかもしれない。だから、それはわかりやすくいえば、実際に合わせてくれと。そんなんじゃ理想で、それこそ理想論で、全部天気がよくて何とかで何とかだというものにできているのなら、それは雨の日もある、何もあるんだから、それにふさわしいアローワンスをつけてもうちょっとやってくれと、多分そこに行き着くんじゃないかなと思うんです。そこまで手を突っ込まなければ、なかなかそう簡単にいかないですよ。これは気前よくじゃなくて、普通にやって実現できなければ、理想的な人だけができるわけじゃなくて、誰もが実現できる制度にしないとできないので、誰もが実現できる制度にするにはそこを直さないとできないということで、おっしゃっていることは、我々もそんなに違わないんですよ。ただ、そこを目指していくことについては頑張るしかない。頑張るしかないっておかしいけれども。

部会長 土木じゃないですけれども、現実に、例えば保育所の建設を実行しようとしてもなかなか落札しないとか、そういう事例もあります。だから、やはり予定価格の組み方自体も一定の見直しが必要であるという状況は、幾つか状況証拠はあるのです。ですから、そういう状況の改善にを一押しする施策の実行のためにも、事業者と働くもの側とが両方でこうしてほしいという方向性を出すことによって動いていくと思うのです。

委員 おっしゃることはわかるんです。わかるんですけれども、そこについては、そうした場合には、要するに積算体系なりなんなりを世田谷区さん独自で持たなきゃいけなくなるということなんですね。

部会長 それを改善させるべきだと思うのです。

委員 そういうことといったら本当に一大事業で、そんなことはそれこそ現 実的じゃないと僕は思いますけれどもね。

委員 さっきも言ったように、今、入札が85%から87%ぐらいだと言っているのが、もし仮に今ここで求めてほしいといった95%に全部引き上がった場合に、こっちの賃金の85%以上というのは、それでもクリアできないですか。

委員 今、例えば公共土木工事で年間で不調で誰も仕事のやり手がいない案件が出てくるわけですね。100%でもできないわけですよ。そうすると、そこなんかは100%でも現状と合っていないんですね。

委員 だから、それはむしろ積算価格が間違っている。

部会長 それが間違っている、間違っているというか、合わないわけですね。 委員 間違っているのかもしれませんけれども、中の単価は公の単価をちゃ んと積み上げてつくっているわけですよ。

部会長 でも、やっぱりどこかがおかしいのです。値入れがおかしいか、工 数計算がおかしいか。

委員 工数も計算もちゃんと合っているんです。ちゃんと合っていて、だけれども、実際に積み上がっていくと、それを実際に我々がやったときには、中には歩掛が今の現状と合っていないところはやっぱり多々あるわけです。

委員 だから、そこでしょう。

委員 だけれども、その歩掛を変えるということは、その歩掛の公正性ということがありますね。その歩掛の公正は、誰が公正だということなんですね。

部会長 公正でないということが証明されるのではないですか。その不調は 公正でない証拠です。

委員 不調になったときはですね。

委員 誰もやらないというときはね。だから、そこはどうやって現実にその 基準を近づけていくか。

部会長 ほっておいちゃ絶対直らないわけですよね。誰か何か言わないと。

委員 でも、それは不調になって、実際に区役所さんで出されている工事は、 誰もやり手がいないというような宙ぶらりんな案件が出てくるわけですね。

委員 今たくさんあると聞いています。

委員 多分ありますよね。

委員 特に地方に行けば。東北のあれだって、今オリンピックに食われていると言われているぐらいだから、東北の震災の復興が今東京オリンピックに食

われていると言われているんですよね。だから、さらに復興がおくれると言われているんだけれども、何のためのオリンピックだという説も東北地方にはあるわけですよ。そういう意味ではおっしゃるとおりで、いろんな要素があって、受注されない計画が物すごくふえているというのは聞いています。それはやっぱり単価が時代に合わないか、安過ぎるか、これは東京の人件費も含めて、材料費も含めてだんだん上がっているわけだから、結果的にそれを無視した積算になっているんじゃないか。どなたもそれは利益の大きいところに行くのは当たり前ですから、その辺も含めながら、しかし、そういう改善を積み重ねながらやっていこうと。

部会長ですから、その意味で、当部会は報酬下限額を論議する中心的な部会なんです。けれども、それは下限額設定だけではなく、予定価格づくりから、歩掛のおかしい部分があるとすれば、その是正を求める1つのきっかけを与える。そういう形で改善を重ねることが公共工事改善を全体として進めることになる。また、事業者も労働者も納税者に何をやっているんだというほど高くはならないと思います。その意味で適正なところへ戻していく努力がひつようだと思うのです。そこで公契約条例を制定し、発注側の変化にもつなげていくことじゃないかと思います。この変化を縛ることは当委員会だけではできないわけです。けれども、そういう方向を適正化委員会の意見の中に入れて改善を求めていくという流れは今までなかったことだと思います。それを評価していただくように、区のほうにもお願いするわけです。

委員 今の歩掛についての見直しとか、それは言葉をどこかにちょっと入れ てくださいよ。今のはせっかく、それ抜きにあり得ないとおっしゃっている。

部会長 積算の改善の中にぜひその……。

委員 積算の改善の中に歩掛という問題も、ほかの数字も動く、そこだけ動かさないというわけにいかない、みんな動かないとならないんだから。

それから、先ほどの 5 のところのパーセントは、実際が87%だとすれば、85% じゃなくて90%ないし.....。

部会長 この最低制限価格、90%にしますか。87%であれば、85%というのは、むしろ引き下げになってしまうという感じもするので。85%にこだわらなくていいんじゃないかなと。

委員 90%ないし95%とか、それぐらいにしたらどうですか。

部会長 そこが動かないと、やっぱり報酬下限額の変化は期待できないと思います。もし90%がおかしいというのであれば、予定価格のほうをどうするのかという課題になると思います。どうですか、労働組合の建設のほうの先ほどの調査もありますよね。

委員 結局、何で僕たちが実態調査をやるかというと、やっぱり実態を見ず

に下限額を決めるわけにいかないので調べているんですね。実際調べれば低い 状態というのも、当然それは明白に出るんです。ただ、これに合わせて下限額 を決めていったら、いつまでたってもこの建設業界の賃金は上がらないですし、 若い人は入ってこないですし、このままでは将来、この業界を継いでいく人が いなくなってしまう。やっぱりそれを改善するために、今回公契約条例ができ ているのであって、そもそも今出ていた歩掛等々も含めてそうなんですけれど も、少なくとも予定価格を組む上で、今現状でいけば国が示している設計労務 単価を大きく下回る賃金がそれは当たり前なんだという状態はやっぱり改善し ていかなければいけない。いきなりこれじゃ、4月から施行したから、これに 違反している、今回、アンケートで答えて、この金額以下の人はもうこれは全 部だめよ、元請さん、これは全部それ以上払いなさいよということを世田谷区 でやろうとしているわけではなくて、この設計労務単価の今回の案であれば 85%、これ以上、要は働いている方たち、皆さんにちゃんと支払えるようにし ていきましょう、それは働く者も事業者の方も一緒になってやっていきましょ うというのが今回の世田谷区の公契約条例なので、大きく設計労務単価から離 れた率を掲げることは、実際には公契約条例が求めている趣旨とは反対に離れ ていってしまう。

これが何年か続く中で、実態も調査していって、実態がそこの水準に上がってきたところで、今度、それをどうやって重視していくんだというところの段階に入っていく。今はまだそこまでの段階にはなっていないので、反対に低い数字というよりは、やはリー定水準を保つことが必要。

ただ、あともう1つあるのは、この中にもあるんですけれども、やっぱり若い方や経験年数の低い方、あと高齢者の方になると、そこでやっぱり賃金が下がっていくんですね。それは作業効率も下がりますし、若い方はまだ技術が未熟だと。国交省なんかの設計労務単価も、あくまでもこれはちゃんとした技能工を前提に設計労務単価は組まれているので、一定の適用除外条項を設けて、適用除外条項の中で、その方たちの基準はまた別途定めるような形で、あくまでも技能を持って、資格を持って、技術を持って働いている方の賃金基準というふうに一定絞った形で考えたほうがよろしいのかと思っています。

部会長 その辺は少しきめ細かく、全部の平均を一律にという考えじゃなくて、基幹職種なり、あるいは通常の51職種が対象で、しかも一応一人前として作業ができる労働者の下限額に位置づけることをはっきりさせる。そこで見習いであるとかは別途これは考慮する、そういう形で中身を少し詰めた表現をしたらどうかと思います。全部一律に設定するのではない。該当しない部分も出てくると思います。表現は適正に理解してもらえる書き方をしたいと思います。特に見習い及び高齢者ですね。調査結果で見ると70歳以上の方というのはやは

り1万円をちょっと超えている水準ですよね。ですから、やはりこれは実際の 作業の現場の能力をあらわしているんじゃないかと思うんです。

委員 傾向はあるんだろうね。70過ぎてもばりばりで現役、すごいベテランで力のある人と。

委員 労務単価というのは割とシビアなもので、やっぱり仕事ができる人には高いお金を払わざるを得ないんですよね。そういう競争ですから、労務者だって、ちゃんと一人前以上に働く人は、一人前以上の給料を取るんですね。それはそうなんですけれども、いかんせんこの85%というベースは、いかにもちょっと高過ぎるところがあるんですね。

部会長 今言ったように少し限定をつけることで誤解のないようにそこは進めたらどうかと思います。あと、最低制限価格のほうは90%から95%はいかがでしょうか。この2つがやはり基本になりませんと改善に誘導するのは難しくなり、現状追認か、または、これは入っているとの建前から、あとは当事者で努力してくださいという形となってしまいます。それでは下請のほうにしわ寄せされる重層構造がそのまま引き継がれるおそれがあります。

委員 だから、私はさっき と を分ける意味の の前文あたりをちょっと つくって、さっきのアンケートじゃないけれども、ある程度現状を分析して、 おっしゃるとおり少し……。

部会長 硬直的なところがあるんですね。

委員 今ね。だから、現実だけを見て何とかというやつで、とりあえずこの 改善が必ずこの実現に必要なんだというあたりを数行入れていただけないか と。 の1から5まで。

部会長 の頭ですね。

委員 ぜひそれを入れていただいて、そういうことをやりながら、あわせて この公契約の......。

部会長 下限額の引き上げとか。

委員 下限額が守れるようにしようと。ごく普通の人かな。そのために必要だというのがあったら、ちょっと前文を入れていただいて、区に対して早急な改善を求める、あるいは速やかなというのかな、何かそういうことで言っていただいて。

部会長 特に設計、積算、それから予定価格づくりですかね。そういうものは最新の状況を反映するような運営をしてほしいという希望を書き込むのはの頭ですね。

委員 そうですね。 の頭はぜひそれを入れていただいて。

委員 入札改革に、ぜひ国交省のこれを入れていただきたいんですよ。公共 事業の円滑な施工確保対策という去年のが出ているんですね。ですから、これ も。

部会長 これをいただいてよろしいですか。

事務局 では、コピーをよろしいですか。

部会長 済みません。

委員 ちょっとよくわからないんですけれども、仮にきょう、あと20分ぐらいだから、多分最後はもう表現は部会長に一任して、数字のところは異論があれば、僕は異論は少数説として両論併記。パーセントのところは特に両論併記していただきたい。それはそれとして、さっき言った の3についても、私が言ったような意見は意見として、部会長との違いは両論併記にしていただきたい。その上で、これも最後のところが、 については適正化委員会の論議と言っているけれども、 も適正化委員会で一応オーソライズするんですよね。

事務局 します。

委員 だから、一応この両方を適正化委員会に、両方というか、1つのものを出したら、今度はこれをベースにしながらも、適正化委員会としての答申が出るというふうに考えていいんですか。

事務局 そうです。今、労働報酬の特にこの の公共工事設計労務単価が御 議論をされていましたけれども、御議論の中にもありましたように、当然積算 そのものを見直さないと、単価だけ上げてもこれは工事がとれない状況という お話ですから、やっぱり労働報酬下限と入札制度改革は車の両輪のごとくやっ ていきませんと議論がきちっとかみ合いませんので、これは労働報酬というこ とで御意見をまとめていただきますけれども、その上の問題として、では、設 計単価の見直し、今の仕組みでいいんだろうかというようなことも、当然適正 化委員会の中で御議論していただくこととなります。多分なかなか上に上がっ ていかないというのは、区の制度、都の制度、国の制度、区であっても国の制 度を適用している場合があって、なかなか動きがとれなかったり、あるいは区 独自でやっているのであれば、区独自の判断でできるもの、いろいろあります ので、先ほど営繕の係長が来ていましたから、そういう技術的なことも、私ど も財務部だけでは解決できない問題もありますので、当然それは投げて、現状 の答えを聞いて、また議論に入れていくということで、年内はそこまで十分で きるかどうかわかりませんけれども、やっぱり1回はちょっと投げてみて、営 繕として逆に、営繕の状況が今こうだということもその議論の内容に加味して 御検討いただければなと思います。

部会長 キャッチボールしながら協議をして、やはり改善すべきところから やっていくという、段階的接近法でいくことだと思います。

それでは、今印刷ができましたら、国交省が目指している改善の方向についてちょっと確かめて、その上で、(委員名)、これは要点はどういう。

委員 これは以前に私ども協会が、自民党だとか、あるいは区役所のほうに 出している要望書のもとになったものです。

部会長 特に今の議論からいいますと、この予定価格の適切な設定、これで すね。

委員 そうですね。それだとか歩切りだとか、あるいは設計変更に対応する とか。

部会長 歩掛についても指摘されていますね。

委員 歩掛はどこに書いてありますか。

部会長 2番目に維持修繕工事とありますけれども。

委員 これは部切りですね。

委員 これね。

部会長 そういう意味で、設計労務単価の引き上げに合わせた実際の賃金の引き上げと合わせて、採算性を確保していくためにはどうしたらいいか、とういうところですね。我々の議論とそう大きな乖離はないような気がします。ただ、どう実行するかがここでの議論の焦点です。それでは、これらを踏まえてわからないところを、また(委員名)と(委員名)にお教えいただいて。

委員 この4つ目が歩掛なんですか。「設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底」というのが、これがいわゆる歩掛ということなんですか、そうじゃないんですか。ちょっと私は素人なので、歩掛とさっきおっしゃっていた10人なら10人で何日でできるという話と、ここの上から4番目の適切な数量・施工条件等の設定というのは同じことを言っているんですか、それとは違う。

部会長 そのように読めますね。

委員 そういうことなんですかね。

委員 いや、これはあくまで適切な数量ですね。数量がやはり間違いがある場合がある。

委員 そうか、何が何本というやつですね。人の人間のことじゃないんですね。労働力のことじゃないんですね。

部会長 材料の数量のことですね。

委員 これは材料のほうか。

委員 そうですね。メーター、平米数だとか、トンだとか、キロだとか、そういったものを。

委員 そういうものですね。

部会長 だから、1から言うと、公共工事の施工確保のためには、やはり最新の単価を入れる、これは値入れの問題ですね。それから、実勢単価というものは絶えず最新のものを追いかけていくということ。それから、もし契約後変

更した場合は、スライド条項でできるだけ適切に対応する、変更するということです。それからあと、数量を実態に合わせた形に見直す。あと相談をするということは、もうこれで動かないというんじゃなくて、ある程度調整をしましょうという意味で、弾力条項ですよね。

委員 相談したら調整をするということですかね。

部会長 協議するという意味も含んでいると思います。予定価格の適切な設定というのは、今言った設計労務単価、それから設計業務委託等の技術者単価の機動的見直し、これは現場にはそれぞれ技術者をこれだけ配置しなければならないというその数を少し、一定の距離の中であればという、そういう話になるのですか。

委員 ここの下に歩掛と書いていましたね。

委員 新設・見直しというところ。

委員 これですね、わかりました。

部会長 では、これらを参考に拙いたたき台をつくりまして、事務局のほうに提出して、もう1度メールで至急、区長会見の前ですかね。

事務局 その前にはやります。

部会長 今月末ぐらいまでに、きょうの議論を踏まえてもう1度この案を。きょういただいた御意見は、場合によると、そこでいろいろ出てきた場合については、今(委員名)のほうからも御指摘がありましたし、事務局のほうからも出ましたように、埋まらない溝の場合は両論併記にするということも含めて、それらを勘案した……。

委員 (委員名)、70でいいですか。

委員 それはどうでしょう。

委員 70で設定すると、実際より1割ぐらい上がるんです。だから、それがちょっといいのかなと。

委員 ただ、そのぐらいでいいのかなというのが我々……。

委員 70ないし85という形で両論併記で何とか。

部会長 余り低いと、今度はそっちへ……。

委員 余り低いと公契約条例をつくった意味がなくなっちゃうんですね。

委員 85だと、ざっくばらんに申し上げると、多分うちの会社もそうですし、 建設協同組合の中を見ても、入ってこないところがあるなと感じるんです、正 直に申し上げて。

部会長 予定価格が90%にまで上がってもだめですか。

委員 だめだと思いますね。

委員 きょうはそこはお互いの立場があるのでそれでして、とりあえず 4 日の日の話と 7 日の日の話が、さっきの日程があるので、その中でお互いに議論

して、だめな場合には両論併記ということだよね。とりあえず今回は異論が出 ているので、一応書いておいていただければと思います。

部会長 それでは、そういう形で、もう1度答申、中間報告案をつくりますので、きょうはこれでよろしいでしょうか。特にこの点を議論しろということはございますか。事務局のほうから何かございますか。

事務局 日程の再度確認ですけれども、12月4日の日の区長との懇談は6時で、区長室の応接室のほうを予定しておりまして、また改めてメール等で御案内を差し上げますけれども、一応そういった形で、あと、12月7日月曜日の3時半からということで、会場なんですけれども、恐らくこちらの入札室のほうの予定です。また改めてご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

委員 とりあえず今回の労働報酬専門部会は第4回で、一応ことし、今年度 は終わりになったということでいいんですか。

事務局 ことしですね。

部会長 ことしですね。

委員 わかりました。

部会長 それでは、以上できょうは終わらせていただきます。どうも活発な 御意見をいただきましてありがとうございました。